

別記第9号様式（第15条関係）

特定事業（一時たい積事業）変更許可申請書

年 月 日

和歌山市長 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）  
申請者  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

年 月 日付け和歌山市指令 第 号で許可を受けた事項について変更したので、産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例第24条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

許可番号等	年 月 日	第 号
変更した事項の内容	変更後	変更前
変更の理由		

次に掲げる書類のうち添付している書類について、○印を付すること。

I 特定事業（一時たい積事業を除く。）の変更に係る申請の場合

- 1 申請者の住民票の写し（法人にあっては、登記事項証明書）
- 2 特定事業区域の面積を明らかにした求積図
- 3 特定事業場の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の図面並びに特定事業場及びその付近の状況を示す見取り図
- 4 特定事業場の計画平面図及び計画断面図（特定事業の施工前の現況及び完了時の状況が確認できるものに限る。）
- 5 特定事業区域内の土地の登記事項証明書及び不動産登記法第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面の写し
- 6 申請者が特定事業区域内の土地の所有者でない場合にあっては、当該土地の使用権原を証する書類及び当該土地の所有者の当該特定事業の計画に対する同意があったことを証する書類
- 7 特定事業区域内の土地について、当該特定事業区域に係る特定事業の計画の実施の妨げとなる権利を有する者の当該計画に対する同意があったことを証する書類
- 8 特定事業区域内の表土の汚染状況についての検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに当該試料ごとの検査試料採取調書及び当該検査の結果を証明する書面（環境計量士が発行したものに限る。）
- 9 特定事業に使用される土砂等の量を積算した計算書
- 10 土質試験等に基づく土砂等の埋立て等の構造の安定計算を行った場合にあっては、当該安定計算を記載した書面
- 11 擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の断面図及び当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書
- 12 特定事業が産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例施行規則別表第3に掲げる行為に該当する場合にあっては、当該行為に該当することを証する書面
- 13 直近3年分の財務諸表及び所得税（法人にあっては、法人税）の納税証明書
- 14 特定事業許可申請に係る申告書
- 15 その他知事が必要と認める書類

II 特定事業（一時たい積事業）の変更に係る申請の場合

- 1 Iの1から3まで、5から7まで及び12から14までに掲げる書類
- 2 特定事業区域内の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造図
- 3 特定事業区域内の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造でない場合にあっては、Iの8に掲げる書類
- 4 特定事業場の土砂等のたい積が最大となった場合の計画平面図及び計画断面図（特定事業の施工前及び完了時の状況が確認できるものに限る。）
- 5 その他知事が必要と認める書類

和歌山県収入証紙貼付欄